

◆不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合事象が対象になります。

平成21年9月14日に不適合管理委員会で審査された不適合事象は、下記のとおりです。

区分Ⅰ：該当なし

区分Ⅱ：該当なし

区分Ⅲ：該当なし

その他：17件

No.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	1号機	気体廃棄物処理系活性炭ホールドアップ装置冷却塔（A）の散水ポンプ入口圧カスイッチ付指示計（2台）の点検において、指示不良が認められたため、当該計器を点検・修理	D	
2	1号機	取水設備スクリーン装置の洗浄水排水溝に貝の繁殖が認められたため、当該排水溝を点検・清掃	対象外	
3	1号機	廃棄物処理建屋シャワードレンポンプ（B）のドレン配管に詰まりが認められたため、当該配管を点検・清掃	D	
4	1号機	所内ボイラ給水タンクレベルスイッチに動作不良が認められたため、当該レベルスイッチを点検・修理	D	
5	2号機	燃料プール冷却浄化系冷却水ポンプ入口温度検出器用電線管接続部に外れ（3箇所）及び電線管サポートの止め金具に外れが認められたため、当該部を点検・修理	D	
6	2号機	主タービン軸受保護用リフトポンプ（No. 8）の圧力指示計内に油溜まりが認められたため、当該指示計を点検・修理	D	
7	3号機	制御棒駆動水圧系駆動水ポンプ入口ストレーナ用差圧計に指示値不良が認められたため、当該差圧計を点検・調整	D	
8	3号機	気体廃棄物処理系活性炭ホールドアップ装置の計装用空気除湿装置バイパス弁駆動用電磁弁よりエアリーク（少量）が認められたため、当該弁を点検・修理	D	
9	4号機	残留熱除去海水系ポンプ（A、C）予備機の浸透探傷検査において、羽根車に指示模様（2台分）が認められたため、当該羽根車を修理	D	
10	4号機	非常用ディーゼル発電機の補機冷却海水配管取付の海水飛散防止カバードレン配管に外れが認められたため、当該配管を点検・修理	D	
11	5号機	主タービン第2軸受振動検出器用配線の点検において、当該配線接続部に絶縁不良が認められたため、当該接続部の部品を交換	D	

No.	号機等	不適合件名	グレード	備考
12	5号機	原子炉冷温臨界試験の実績評価解析計算結果に誤りが認められたため、当該値を訂正し、対応検討	C	
13	5号機	廃棄物処理系再生廃液導電率検出器元弁にシートリークが認められたため、当該弁を修理	D	
14	5号機	ストームドレン処理系放出流量計に指示値不良が認められたため、当該流量計を点検・調整	D	
15	6号機	原子炉冷却材浄化系ろ過脱塩器（B）ドレン弁の開閉表示用リミットスイッチに動作不良（全開でランプ両点灯）が認められたため、当該リミットスイッチを点検・修理	D	
16	6号機	原子炉冷却材浄化系ろ過脱塩器用逆洗水受けタンクのペントフィルタの差圧計に指示値不良が認められたため、当該差圧計を点検・調整	D	
17	6号機	原子炉冷却材浄化系ろ過脱塩器用ろ過材供給水弁に動作不良が認められたため、当該弁を点検・修理	D	

【凡例】

公表区分	事象の概要	主な具体例
区分Ⅰ	法律に基づく報告事象等の重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> ・計画外の原子炉停止 ・発電所外への放射性物質の漏えい ・非常用炉心冷却系の作動 ・火災の発生 など
区分Ⅱ	運転保守管理上、重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> ・以下のうち、法律に基づく報告事象に該当しない軽度な場合 <ul style="list-style-type: none"> * 安全上重要な機器等の機能に支障を及ぼすおそれのある故障 * 管理区域内の放射性物質の漏えいが継続している場合 など ・原子炉への異物の混入 など
区分Ⅲ	運転保守管理情報の内、信頼性を確保する観点からすみやかに詳細を公表する事象	<ul style="list-style-type: none"> ・計画外の原子炉または発電機出力の軽度な変化 ・原子炉の安全、運転に影響しない機器の故障 ・原子力発電設備に係わる機器に影響を及ぼす水の漏えい ・圧力抑制室等への異物の混入 ・原子力発電設備に係る業務における人の障害 など
その他	上記以外の不適合事象	<ul style="list-style-type: none"> ・日常小修理 など

<原子力発電所における不適合事象の是正管理>

原子力発電所では、設備の健全性を維持し、安全運転を継続するため、発電所設備の定期検査や運転中の巡視点検、定例試験、点検・修理等を行っております。その中で、「不適合」が発見された場合には、「不適合管理マニュアル」に基づき、必要な是正措置を講じることとしております。

* 不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）を言います。

不適合管理グレード分け（不適合管理委員会にて決定）

- A s : 法令、安全協定に基づく報告事象
プラントの性能、安全性に重大な影響を与える事象
- A : 国、地方自治体等へ大きな影響を与える事象
定期検査工程へ大きな影響を与える事象
- B : 国の検査等で指摘を受けた不適合事象
運転監視の強化が必要な事象
- C : 品質保証の要求事項に対する軽微な不適合事象
- D : 通常のメンテナンス範囲内の事象
- 対象外 : 消耗品の交換等の事象

<注 意>

掲載内容に関するお問い合わせにつきましては、下記のお電話までお願いいたします。

電 話：0240-32-3432 福島第一原子力発電所・広報部・情報発信グループまで